

平成 21 年 12 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 ベルーナ
代表者名 代表取締役社長 安野 清
(コード番号 9997 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 須藤 滋
(TEL. 048-771-7753)

証券取引等監視委員会による 当社元従業員に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員に対し、金融商品取引法（平成 20 年法律第 65 号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という。）第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して、自己の計算において同条第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められるとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われました。このような事態が発生したことに関しては、誠に遺憾であり、関係するすべての方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

(元従業員①について)

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象者である当社元従業員①は、当社が平成 19 年 10 月 31 日に行った当社業績予想の修正に関し、当該事実が公表された平成 19 年 10 月 31 日より以前にこの事実を知り、平成 19 年 10 月 12 日および 10 月 17 日に当社株式の売り付けを行いました。この行為が旧金融商品取引法第 175 条 1 項に該当する行為であると認定されました。

(元従業員②について)

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象者である当社元従業員②は、当社が平成 20 年 7 月 9 日に経済産業省より業務停止命令を受けた件に関し、当該事実が公表された平成 20 年 7 月 9 日より以前にこの情報を知り、平成 20 年 7 月 4 日に当社株式の売り付けを行いました。この行為が旧金融商品取引法第 175 条 1 項に該当する行為であると認定されました。

2. 勧告の概要

上記の法令違反について、旧金融商品取引法に基づき、当社元従業員①に対し 29 万円、元従業員②に対し 40 万円の課徴金の納付を勧告されております。

3. 社内処分について

社内調査を行った結果、当社元従業員①および②による旧金融商品取引法および社内規程違反の事実が確認されたため、当社は就業規則等に則った懲戒処分を行いました。なお、両名は懲戒処分を受け、

既に退職しております。

4. 再発防止策について

当社では、平成6年7月より役職員の自社株売買に関する規程として内部者取引防止規程を、また平成19年10月より役職員が各ステークホルダーに対して果たすべき行動の指針として役職員行動規範を策定・運用し、更には各種研修にてコンプライアンスの意識強化を図っておりました。しかし、結果として、当社元従業員が旧金融商品取引法に抵触し、不正に自社株を売買していたことは、当社としても誠に遺憾であります。当社といたしましては、この事実を厳粛に受け止め、平成20年9月以降進めてきたコンプライアンス体制の整備に加え、内部者取引防止に関する教育の充実や管理体制の強化を行い、更なるコンプライアンス体制の強化に努めてまいります。

以 上

この件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。
株式会社ベルーナ 経営企画室 (TEL 048-771-7753)